

令和 7 年度 高知県主任介護支援専門員研修開催要項

1 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とします。

2 実施主体 高知県（公益財団法人 介護労働安定センター高知支部に委託）

3 研修日程（カリキュラムは別添のとおり）

令和 7 年 9 月 12 日（金）、13 日（土）

10 月 2 日（木）、3 日（金）、4 日（土）、10 日（金）、11 日（土）

24 日（金）、25 日（土）

11 月 7 日（金）、14 日（金）、15 日（土）

【 全 12 日間 】

4 研修方法

・オンライン【 5 日間】

令和 7 年 9 月 12 日（金）、13 日（土）

10 月 24 日（金）、25 日（土）

11 月 7 日（金）

・集合【 7 日間】

10 月 2 日（木）、3 日（金）、4 日（土）、10 日（金）、11 日（土）

11 月 14 日（金）、15 日（土）

5 集合研修場所 高知県立ふくし交流プラザ（高知市朝倉戊 3 7 5 - 1）

6 オンライン研修（5 日間）について

・次の受講環境を確保して下さい。

●1 人につき 1 台のデスクトップ PC 又はノート PC

（※マイク、カメラ機能（外付け可）が必要。スマートフォン、タブレットは不可。）

●インターネットに安定して接続可能で、個室等集中できる場所

・研修とは別日程で接続・動作確認テストを行います。詳細は受講決定後に別途お知らせします。

・完全オンラインとなります。受講環境の確保をお願いします。

7 受講定員 60 名

（定員を超える申し込みがあった場合は、本年度の受講ができない場合があります。）

8 対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とします。

具体的には、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる方のうち、以下の（1）から（4）のいずれかに該当し、かつ、「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は「介護支援専門員更新研修実施要綱」に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した方とします。（平成 15 年度～17 年度に介護支援専門員現認研修（基礎研修課程Ⅰ又は基礎研修課程Ⅱ）を修了された方は、専門研修課程Ⅰ修了と同等とみなされます。）

- (1) 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとします。なお、専任の介護支援専門員として従事した期間については、居宅介護支援のほか、地域包括支援センター、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護又は介護保険施設において介護支援専門員として従事した期間を含むものとします。)
- (2) 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとします。)
- (3) 介護保険法施行規則第140条の66第1号イの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている方
- (4) その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める以下の方
- ①7年以上の兼務期間で(専任期間含む)、主たる業務が介護支援専門員であり、地域包括支援センター等と協力し介護支援専門員の研修・指導等に当たっている方、及び介護支援専門員研修実施機関等の講師等指導者として経験がある者等で、県が適当と認める方。
- ②「高知県地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修実施要綱」に基づく高知県地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した方
- なお、受講対象者の選定に当たっては、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、県において実情に応じた受講要件を別途設定します。

9 受講料 42,000円

注1) 受講料の納付につきましては、受講決定後にお知らせします。

注2) 本研修は、特定一般教育訓練の指定講座(※)です。教育訓練給付金の給付を希望される方は、研修初日の2週間以上前にハローワークで訓練前キャリアコンサルティングや受給資格確認等の手続きが必要です。

受給資格及び支給申請手続きについては、厚生労働省の教育訓練給付制度サイト([URL:https://x.gd/1tZK2](https://x.gd/1tZK2))をご参照のうえ、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

なお、受講料を事業主負担等本人以外が負担する場合は、給付金の対象となりませんのでご注意ください。

※講座名：高知県主任介護支援専門員研修

指定番号：3922002-2510013-6

10 申込方法

下記の書類一式を、令和7年6月20日(金)までに公益財団法人介護労働安定センター高知支部まで郵送にて提出してください。

- ・(別紙1) 主任介護支援専門員研修受講申込書

※専門研修課程Ⅰ及びⅡの修了証明書の写しを添付してください。

- ・(別紙2) 介護支援専門員業務従事証明書
- ・(別紙3) 事例シート

ただし、令和5年度及び令和6年度に本研修を申し込まれた方で、書類審査は通過したが抽選の結果受講できなかった方は、別紙1の1枚目・2枚目を提出してください。

(別紙1の3枚目、修了証明書の写し、別紙2及び3は提出不要です。)

※別紙３の事例シートの作成に当たっては、個人や施設、地域が特定されるような情報は必ず消してください。（市町村名が特定できる情報も不可とします。）

上記の内容が特定される場合、再度提出いただくこととなりますのでご注意ください。

※提出書類は**片面印刷**で作成し、ステープルで留めたり用紙を折ったりせずに提出ください。

※提出された書類は返却しません。また、提出書類の写しを手元に保管しておいてください。

※様式は（公財）介護労働安定センター高知支部のホームページにも掲載します。

- 11 受講決定 高知県が定める「選考基準」に基づき受講申込書等書類を審査のうえ、受講者を決定し通知します。

12 修了証明書

研修の全課程を修了した方に修了証明書を交付します。ただし、遅刻、早退、途中退席した方（離席時間が１０分を超えた場合）には交付できない場合があります。

13 その他

- （１）受講決定した方は、「対人援助者監督指導」で使用する事例及び「個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開」で使用する事例を提出いただきます。提出期限、様式等については、受講決定時にお知らせします。
- （２）受講申込書により知り得た受講者の個人情報、討議用小グループ編成、修了証明書の発行など研修の管理運営に使用します。なお、受講者間の連携と交流を図るとともに、受講者に対し討議用に編成した小グループを周知するため、名簿を作成のうえ掲示し、かつ、研修指導者に配布します。
- （３）受講者が演習など研修過程を通じて知り得た個人の情報は、その取り扱いについて十分にご留意ください。
- （４）いかなる理由があっても受講料は返還できませんので、ご注意ください。

14 申し込み・問い合わせ先

〒７８０-０８３４ 高知市堺町 2-26 高知中央ビジネススクエア 7 階

公益財団法人介護労働安定センター高知支部（担当：野本、大谷）

電話 ０８８-８７１-６２３４ FAX ０８８-８７１-６２４８

ホームページ <https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/kouchi/index.html>